

# お子さんが生まれました・・・



## ● 出生届

お子さんが生まれた日から14日以内に届け出をしてください。なお、出生届への押印は任意です。  
・手続きに必要なもの：出生証明書、母子健康手帳

問合せ・・・市民課 0568-44-0303

## ● 出生連絡票・低体重児連絡票

出生届と一緒に、「母と子のしおり」についている「出生連絡票」を出してください。  
出生連絡票は、健診や家庭訪問等のお知らせに活用します。  
また、出生時の体重が2,500g未満の場合は「低体重児連絡票」を出してください。

問合せ・・・保健センター 0568-61-1176

## ● 健康保険加入の手続き

お父さんやお母さんの健康保険にお子さんの加入手続きをしてください。  
・手続きに必要なもの：加入している健康保険にお問い合わせください。  
・国民健康保険に加入している方は市役所で手続きしてください。



## ● 出産育児一時金

健康保険の加入者が出産した場合、原則として各健康保険から医療機関へ直接出産費用（上限42万円）が支払われます。出産費用が支給額内に収まり差額が出た場合は、健康保険に申請することによって差額が支給されますので、加入している健康保険にお問い合わせください。  
国民健康保険に加入している方は市役所で手続きしてください。

問合せ・・・（国民健康保険の方）保険年金課 国民健康保険担当 0568-44-0327

## ● 子ども医療費受給者証の発行手続き

健康保険に加入しているお子さんが、病気やケガで医療機関等を受診した時の医療費自己負担分の助成がありますので、「子ども医療費受給者証」の交付を受けてください。  
・手続きに必要なもの：お子さんの名前が載った健康保険証、保護者とお子さんのマイナンバーのわかるもの、本人確認書類  
・対象者：高校卒業まで（18歳に達した日以降の最初の3月31日まで）

## ● 養育医療の給付

身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定医療機関で入院治療を受ける場合、その医療費を公費負担します。  
・対象児：出生時の体重が2,000g以下、あるいは生活力が特に弱い乳児

問合せ・・・保険年金課 医療担当 0568-44-0328

## ● 産前産後期間の国民年金保険料の免除手続き

国民年金第1号被保険者が出産した場合、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除されます。  
詳細は、犬山市ホームページでご確認いただくか、市役所へお問い合わせください。

問合せ・・・保険年金課 年金担当 0568-44-0328

## ● 児童手当

中学校3年生までのお子さんを養育している保護者（生計中心者）に、15歳になって最初の3月分まで支給されます。

・支給額(月額)：3歳未満と3歳以上小学6年生までの第3子以降の児童1人あたり1万5千円  
3歳以上小学6年生までの第1・2子と中学生の児童1人あたり1万円  
所得が限度額以上の方は、特例給付として児童1人あたり5千円

※注意 ・申請受付の翌月分からの支給となります。手続きが遅れるとさかのぼっては支給されません。  
・現在受給している方も、出生などでお子さんが増えた場合は、申請されないで増額はされません。  
・公務員の方は、勤務先で申請してください。  
・手当制度は、金額・支給要件などが改正されることがあります。

問合せ・・・子ども未来課 育成担当 0568-44-0323

## ● 指定ごみ袋の減免申請

申請により指定ごみ袋の支給を無償で受けられます。（1月あたり中袋5枚相当分）  
対象：1歳未満児

問合せ・・・環境課 ごみ処理担当 0568-44-0344